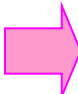


年金手帳に切り替わる以前の『被保険者証』をお持ちではありませんか？

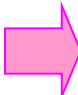
◎年金の加入資格を証する書類は『年金手帳』だけではありません！

- ◆年金手帳は、昭和49年10月以降、交付されています。
- ◆それ以前に厚生年金保険（その前身である労働者年金保険も含め）に加入された方には『被保険者証』を交付していました。

 『Ⅰ. 被保険者の資格を証する書類』の詳細は[こちら](#)

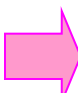
◎年金の加入記録は、制度発足当初から『記号・番号』で管理・保存されてきました！

- ◆被保険者証や年金手帳には、加入者ごとの年金加入記録を管理・保存するため『記号・番号』や『基礎年金番号』が記載されています。
- ◆厚生年金保険（労働者年金保険）及び国民年金独自の『記号・番号』から、平成9年1月には共済年金を含む公的年金制度共通の『基礎年金番号』へと引き継がれて現在に至っています。

 『Ⅱ. 基礎年金番号の導入』の詳細は[こちら](#)

◎年金の加入対象者は、段階的に拡大されてきました！

- ◆昭和17年 1月 労働者年金保険法の制定・・・工場や炭坑で働く男子労働者を対象として発足
 - ◆昭和19年 6月 厚生年金保険法に改称・・・女子や一般事務職員に対象を広げました
 - ◆昭和35年10月 国民年金法の制定・・・自営業の方々が対象 → “国民皆年金”の実現
- ※なお、新たな制度（法律）ができた場合、実施のための準備期間が設けられています。

 『Ⅲ. 年金制度の歴史、施行準備期間』の詳細は[こちら](#)

年金制度、被保険者証等の変遷(年表)は[こちら](#)

I. 被保険者の資格を証する書類について

- 年金被保険者の資格を証する書類は『年金手帳』だけではありません。
『年金手帳』に切り替わる以前の『被保険者証』をお持ちではありませんか？

《被保険者の資格を証する書類》

- ◆昭和49年から制度共通の『年金手帳』（オレンジ色）が交付されるまで、厚生年金が適用されている会社（事業所）に就職された方（被保険者）には、事業主を通じて『被保険者証』（大きさが違うなど数種類の紙カード）が交付されています。
 - ◆国民年金に加入されている被保険者の方には、『国民年金手帳』が交付され、この手帳には、保険料を納付したことを証する“国民年金印紙”を貼付する台紙がついています。
 - ◆『年金手帳』や『被保険者証』は、ご本人が生涯所持し続けることが原則とされています。（被保険者の利便性や紛失を考慮し、事業所や市町村が預かっている事例が一部あります。）
- ※共済年金に加入している組合員や加入員の方には、これらの「被保険者証」や「年金手帳」は交付されていません。なお、平成9年1月の基礎年金番号導入後は、旧社会保険庁から所属の共済組合を通じて『基礎年金番号通知書』を交付しています。

被保険者証、年金手帳の移り変わり ①

1

労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票

【交付対象者】 昭和17年1月～昭和19年5月に被保険者資格の取得を行った方

(表紙)

(裏表紙)

(記号番号記載面)

労働者年金保険被保険者台帳
記号番号通知票

約13cm

《以下、下記参照》
…(山折り)…

約18cm

記号	番号
被保険者氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
昭和 年 月 日 交付	
厚生省	

注意事項
一 この記号番号はこの工場・鉱山等に転動しても永久に変わらないものであるから、被保険者の資格を喪失した場合でも此の通知票はよく保管して置いて下さい。
二 労働者年金保険に関する届書・申請書・請求書等には、此の記号番号を必ず記入しなければなりません。
三 勤務する工場・鉱山等を変更した場合は直にこの記号番号を新しい事業主に申し出なければなりません。
四 若しそうしないと五十圓以下の罰金又は料料に処せられるばかりでなく将来養老年金や其の他の保険給付を受ける場合に間違が起つて非常に損をする様になります。
五 氏名を変更した場合は直に変更した氏名と変更の年月日を事業主に申し出なければなりません。
此の通知票を滅失した場合には直に道府県庁(東京府では警視庁)又は庁府県出張所に届出て再交付を受けて下さい。

発行者 = 「厚生省」または「保険院」

三 遺族年金
二十年以上被保険者であった者が死亡した時は其の遺族に対し養老年金の半額の遺族年金が十年間支給されます

四 脱退手当金
三年以上被保険者であった者が養老年金を受け得られないで死亡した時、或は被保険者の資格を喪失した場合に其の被保険者であった期間の長短に応じ一定の金額が一時金として支給されます。このためには被保険者は其の給料の中一定割合を保険料として納付しなければなりません。これは健康保険と同じく事業主が毎月給料の中から控除して納付することになっております。これに対して事業主も被保険者と同額の保険料を負担しますし政府も相当の費用を負担することになっております。

2

厚生年金保険被保険者証

【交付対象者】 昭和19年6月～昭和29年4月に被保険者資格の取得を行った方

(表)

厚生年金保険 被保険者証	
記 号	番 号
被保険者 氏 名	
生年月日	
資格取得 年 月 日	
(都道府県名印) ○ ○ 県 (○○保険出張所)	

約9.5cm

約6.5cm

(裏)

<p>注意 事項</p> <p>一、この証は、保険給付を受けるときには、必ず、請求書に添付しなければならぬものです。</p> <p>二、この証の記号番号は、どこの銀行、会社、工場、鉱山等に転動しても一生変わらないものですから、被保険者の資格を喪失しても此の証は、大切に保管しておいて下さい。</p> <p>三、勤務する銀行、会社、工場、鉱山等を変わったときは、必ずこの証の記号番号を、新しい事業主に申し出て下さい。</p> <p>四、この証を失ったときには、直ちに都道府県庁又は社会保険出張所に届出て、再交付を受けて下さい。</p>
--

3

厚生年金保険被保険者証

【交付対象者】 昭和29年5月～昭和49年9月に被保険者資格の取得を行った方

(表)

厚生年金保険被保険者証

被保険者台帳の 記号番号	被保険者の 生年月日	はじめて資格を取得した 年月日
_____	明治 大正 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
被保険者の氏名 _____		
都道府県名 ●●県 (▲▲)		

約9.5cm

約13cm

事業所を管轄する社会保険出張所の名称が記載されています

(裏)

注 意 事 項

- この被保険者証に記載されている記号番号は、あなたの一生を通じて変わらないものでありますから、あなたが被保険者の資格を喪失しても、この被保険者証を大切に保管しておいてください。
- この被保険者証は、あなたが保険給付を受けようとするときに必ず請求書に添えなければならないものであります。
- あなたが勤務している事業所又は事務所を変えたときは、必ずこの被保険者証を新しい事業主に提出して下さい。
- 被保険者証を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、都道府県庁又は社会保険出張所に申請して再交付を受けることができます。

厚 生 省

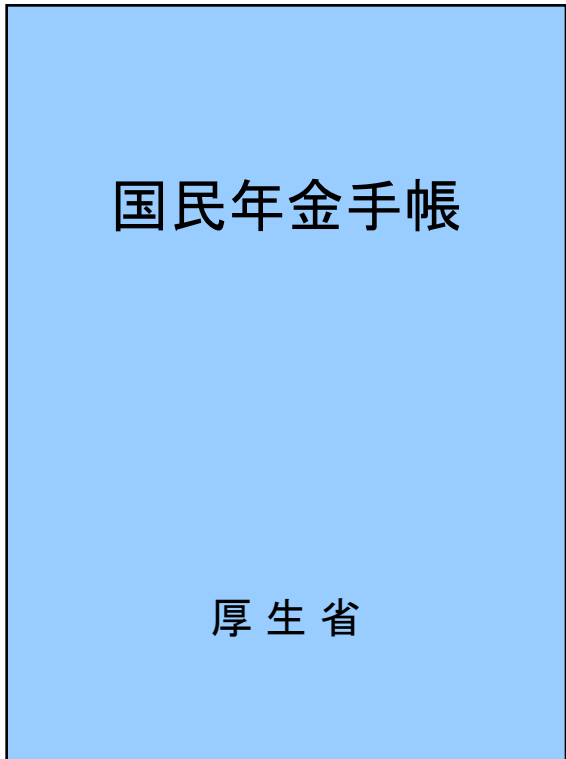
●白っぽい紙に緑色の模様が印刷されたカード型の被保険者証で、20年余の永きにわたって交付されていました。

4

国民年金手帳

【交付対象者】 昭和35年10月～昭和49年9月に被保険者資格の取得手続きを行った方

(表紙)



約15cm

約10.5cm

(表紙の裏)

国民年金手帳とは

(手帳の保管)

1 この手帳は、あなたが国民年金の保険料を納めるときに必要なものですが、同時に、これによってあなたが国民年金の被保険者であったことや、あなたの保険料の納付状況が明らかになるものであります。

また、届書、申請書を出すときや、納付を受けるときには必ず手帳も出さなければなりませんから、大切に保管して下さい。

(手帳の記号番号)

2 この手帳の記号番号は、あなたの一生を通じて変わらないものです。

途中であなたがこの制度の被保険者でなくなっても、再びこの制度に入ってくれば、前後の期間を合算するためにこの記号番号が必要となり、今後あなたが出される届書、申請書等には必ず記入しなければならぬ大切なものですから、別に控えておくとう便利です。

(手帳の添付)

3 この手帳は、今後あなたが被保険者であるうちに氏名を変更したとき、住所を変更したとき、あるいは被保険者でなくなったとき、再び国民年金の被保険者となったとき、その他保険料の前納又は追納の申込みをするときには、必ずそれぞれの届書と一緒に提出しなければなりません。

届出の用紙は、市役所、区役所、あるいは町村役場にあります。

(手帳の再交付)

4 この手帳をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは新しい手帳を再交付しますから、市役所、区役所あるいは町村役場に申請してください。

申請の用紙は、市役所、区役所あるいは町村役場にあります。

(手帳の更新)

5 この手帳の国民年金印紙検認台紙に、国民年金印紙をはりつけるべき余白がなくなったときは、新しい手帳を交付します。

国民年金についてわからないことがありましたら、市役所、区役所、あるいは町村役場の人によく聞いて下さい。

(記号番号記載面)

記号 _____	番号 _____	
ふりがな _____	男 明 ・ 大 年 月 日 氏 名 女 昭	
ふりがな _____	変更後の氏名 _____ (昭和 年 月 日変更)	
住 所 _____		
変更後の住所 _____ (昭和 年 月 日変更)		
変更後の住所 _____ (昭和 年 月 日変更)		
(資格取得)	(被保険者の種別)	(資格喪失)
昭和 年 月 日	強・任	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	強・任	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	強・任	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日 発行		
〇 〇 県		

- 昭和35年10月から交付されたものです。また、表紙の色は、水色、エビ色、肌色など数種類あります。
- 上記以外に、国民年金の資格取得・喪失年月日の変遷を記入するページ、国民年金印紙検認台紙、保険料納付方法、給付のしおり、必要な届出等を記載したページがあります。
- 国民年金印紙を貼付できる余白がなくなったとき（原則5年分貼付可能）は、手帳の更新を行っていました。

5

年金手帳

【交付対象者】 昭和49年10月～昭和61年3月に被保険者資格の取得手続きを行った方

(表紙)



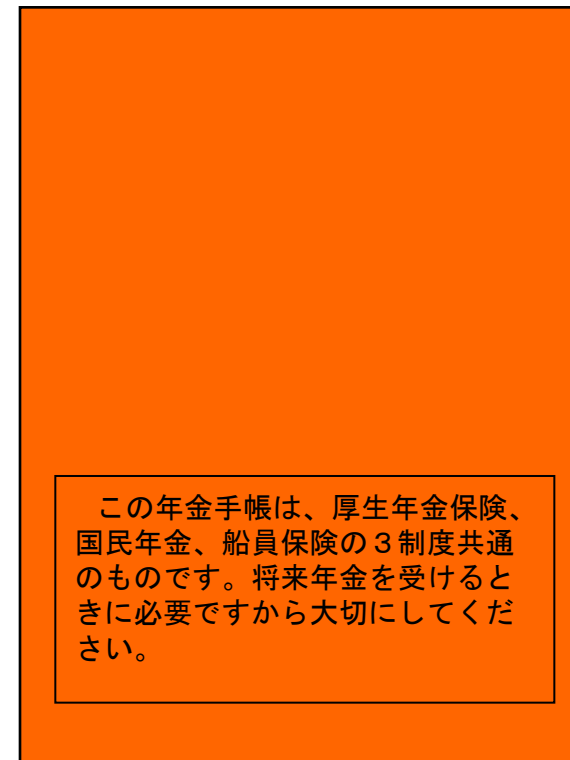
約15cm

約10.5cm

(記号番号記載面)

厚生年金保険	
記号	番号
初めて被保険者となった日 昭和 年 月 日	
国民年金	
記号	番号
初めて被保険者となった日 昭和 年 月 日	
船員保険	
年金番号	
初めて被保険者となった日 昭和 年 月 日	
フリガナ	男 明 ・ 大 年 月 日
氏名	女 昭
フリガナ	
変更後の氏名	(昭和 年 月 日変更)
フリガナ	
変更後の氏名	(昭和 年 月 日変更)

(裏表紙)



- 昭和49年10月から、厚生年金、国民年金及び船員保険の3制度共通の年金被保険者資格者証となりました。
- 上記以外に、住所の変遷を記録するページ、国民年金の記録（資格取得・喪失年月日、種別を記入する欄）、厚生年金保険・船員保険の記録（事業所名・船舶所有者名、所在地、資格取得・喪失年月日を記入する欄）及び届出手続等のページがあります。

6

年金手帳

【交付対象者】 昭和61年4月～平成8年12月に被保険者資格の取得手続きを行った方

(表紙)



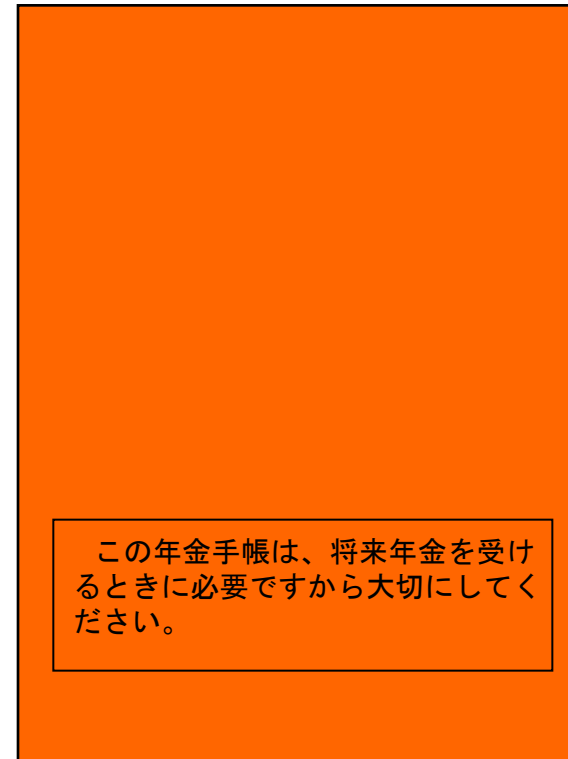
約15cm

約10.5cm

(記号番号記載面)

厚生年金保険 (船員である被保険者以外の被保険者)	
記号	番号
初めて上記被保険者となった日 年 月 日	
国民年金 (第2号被保険者以外の被保険者)	
記号	番号
初めて上記被保険者となった日 年 月 日	
厚生年金保険 (船員である被保険者)	
記号番号	
初めて被保険者となった日 昭和 年 月 日	
(注) 厚生年金保険の記号番号は、同時に国民年金の第2号被保険者としての記号番号となります。	
フリガナ	
氏名	_____
	男
	・
	年 月 日生
	女
フリガナ	
変更後の氏名	_____ (年 月 日変更)
フリガナ	
変更後の氏名	_____ (年 月 日変更)

(裏表紙)



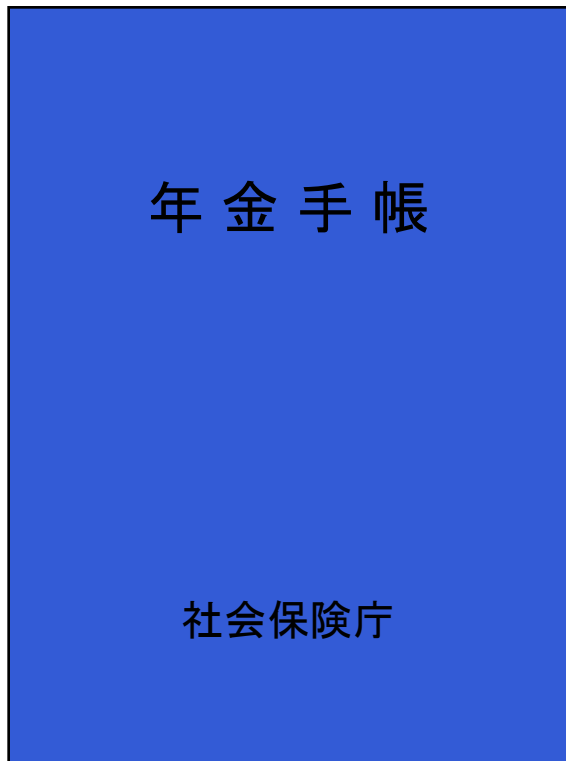
- 昭和61年4月から、船員保険の年金部門が厚生年金に統合されました。
- 上記以外に、住所の変遷を記録するページ、国民年金の記録（資格取得・喪失年月日、種別を記入する欄）、厚生年金の記録（事業所名・船舶所有者名、所在地、資格取得・喪失年月日を記入する欄）及び届出手続等のページがあります。

7

年金手帳

【交付対象者】平成9年1月以降に被保険者資格の取得を行った方

(表紙)



約15cm

約10.5cm

(基礎年金番号記載面)

基礎年金番号 _____

フリガナ
氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

性 別 男・女

交付年月日 _____ 年 月 日

フリガナ
変更後の氏名 _____ (年 月 日変更)

フリガナ
変更後の氏名 _____ (年 月 日変更)

—— 注 意 事 項 ——

この年金手帳は、あなたが将来年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要になります。

- 新たに厚生年金保険や国民年金に加入するとき
- 氏名を変更したとき
- 年金や一時金の請求をするとき
- 年金や一時金についての相談を受けるとき

この年金手帳を過ぎて破いてしまったり、紛失してしまった場合は、直ちに再交付の申請を行ってください。

- 平成9年1月から、基礎年金番号が導入されたことに伴い、新しい年金手帳（青色の表紙）となりました。
- 上記以外に、住所の変遷を記録するページ、国民年金の記録（資格取得・喪失年月日、種別を記入する欄）、厚生年金の記録（事業所名・船舶所有者名、所在地、資格取得・喪失年月日を記入する欄）及び届出手続等のページがあります。

8

基礎年金番号通知書

【交付対象者】 平成8年12月以前に被保険者資格がある方（平成8年12月、平成9年2月に交付）

(表面)

(裏面)

基礎年金番号通知書

基礎年金番号 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男・女

交付年月日 年 月 日

社会保険庁

約15cm

約10cm

この通知書は、あなたの「基礎年金番号」をお知らせするものです。

- 基礎年金番号は、国民年金、厚生年金保険または共済組合の加入者および年金受給者の方々に共通の番号として平成9年1月から用いられるものです。
- 今後、あなたが国民年金や厚生年金保険に関する各種届出や請求、または問い合わせなどを行うときには、この「基礎年金番号」を使っていただくこととなりますので、切取線の部分から切り離して大切に保管してください。

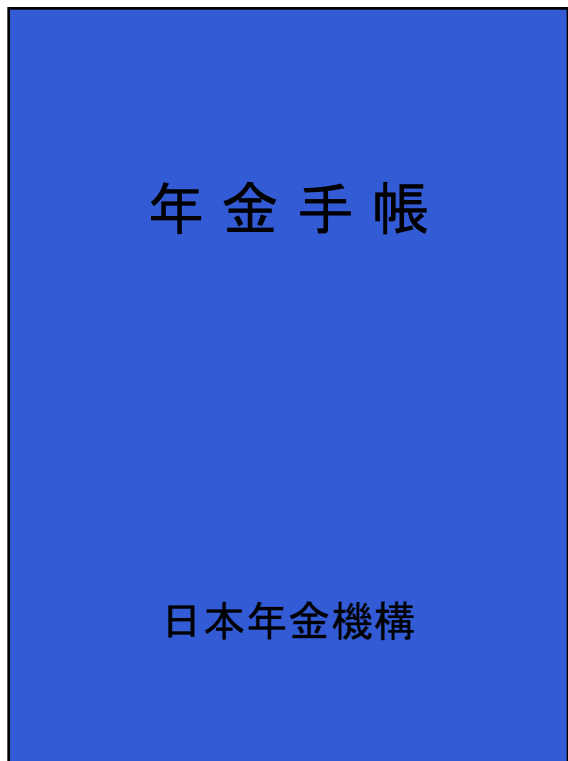
この基礎年金番号通知書は、将来年金を受けるときに必要となりますので取扱いには十分注意してください。

9

年金手帳

【交付対象者】 平成22年1月以降に被保険者資格の取得を行った方

(表紙)



約15cm

約10.5cm

(基礎年金番号記載面)

基礎年金番号 _____

フリガナ
氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

性 別 _____

交付年月日 _____ 年 月 日

フリガナ
変更後の氏名 _____ (年 月 日変更)

フリガナ
変更後の氏名 _____ (年 月 日変更)

—— 注意事項 ——

この年金手帳は、あなたが将来年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要になります。

- 新たに厚生年金保険や国民年金に加入するとき
- 氏名を変更したとき
- 年金や一時金の請求をするとき
- 年金や一時金についての相談を受けるとき

この年金手帳を過ぎて破いてしまったり、紛失してしまった場合は、直ちに再交付の申請を行ってください。

●平成22年1月から、日本年金機構が発足したことに伴い、年金手帳の表紙もそれまでの「社会保険庁」から「日本年金機構」に変更となりました。

Ⅱ. 基礎年金番号の導入について

■年金の加入記録は、『記号・番号』や『基礎年金番号』で管理・保存しています。

《加入者ごとの加入記録を管理・保存する記号・番号》

- ◆厚生年金や国民年金の加入者に交付されている『被保険者証』、『国民年金手帳』や『年金手帳』には、お一人おひとりの加入記録（被保険者資格を取得した年月日や喪失した年月日等）を管理・保存するための「被保険者台帳の記号番号」、「国民年金手帳の記号番号」や「年金手帳の記号番号」が記載されています。
- ◆公務員や私立学校の教職員など共済年金に加入されている方については、それぞれの共済組合が独自に加入記録を管理・保存しています。

《基礎年金番号の導入》

- ◆従来、厚生年金、国民年金、共済年金の各制度ごとに、それぞれ別の年金番号（記号番号）が付けられていました。
- ◆平成9年1月に、共済年金を含むすべての公的年金制度に共通の番号として「基礎年金番号」が導入され、転職や退職などで加入する制度が変わっても生涯にわたる加入記録を1つの番号でまとめて管理することとなりました。

※過去に、国民年金と厚生年金など、2つ以上の「記号・番号」をお持ちの方については、それを基礎年金番号に一本化し、過去の加入記録を1つにつなげる作業を行っています。この手順をおとりいただくことにより、年金相談や年金裁定をより早く、確実に行うことができるようになります。
ぜひ、早い機会にお手続きをお願いします。

■ 共済組合に加入中又は加入されていた公務員や私立学校の教職員の方の年金加入記録は、それぞれ所属の共済組合が管理しています。

◆ 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法に基づく長期給付（年金）に係る組合員及び加入員の資格及び加入記録の管理等の事務は、それぞれの共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団で行っています。

◆ 「**基礎年金番号**」の導入を契機として、各共済組合と日本年金機構では、年金加入者及び年金受給権者等に対するサービスの充実、事務処理の効率化を図るため、加入者情報の共有化を進めています。

◆ 各共済組合等に加入している公務員や私学教職員の方については、年金手帳は交付されていませんでしたが、平成9年1月1日をまたがって公務員等として在職されている方には、『**基礎年金番号通知書**』が交付されています。

なお、平成8年12月までに公務員等を退職された共済組合員の年金加入記録については、日本年金機構では情報提供を受けておらず、管理しておりません。大変、お手数ですが、各共済組合等（お勤めになっていた官公庁等）へお尋ねください。

Ⅲ. 年金制度の歴史、施行準備期間について

■年金制度は、段階的にその対象範囲を拡大し、昭和36年の国民年金の創設を受けて、「国民皆年金」を実現しました。

《年金制度の歴史》

- ◆厚生年金は、昭和17年に工場や炭坑に勤務する男子労働者の方々を対象とする「**労働者年金保険**」として発足しました。その後、昭和19年に「**厚生年金保険**」と改称するとともに、女子や一般事務職員（いわゆるホワイトカラー）の方々にその適用範囲を拡大するなど、幾多の変遷を経て現在に至っています。
- ◆国民年金は、昭和36年に施行され、被保険者に交付された『**国民年金手帳**』に国民年金印紙を貼付（1冊の手帳で5年分貼付可能。余白が無くなると新たな手帳を交付していました）することによって保険料を納めていただいていた。なお、市町村によっては、納付書等により納めていただいていたところもあります。

《施行準備期間について》

- ◆法律が公布され施行するまでの準備期間（下記①～③）においては、被保険者資格の取得届の受付、**被保険者証（国民年金手帳）**の交付のみを行い、保険料を数ヶ月間、徴収していませんでした。なお、年金制度では、保険料の納付実績に基づき給付（年金額計算）されることを原則としています。

- ①労働者年金保険の発足の際……………昭和17年1月から5月まで
- ②厚生年金保険へ改称（適用範囲拡大）の際……………昭和19年6月から9月まで
- ③国民年金の発足の際……………昭和35年10月から翌3月まで